

〈 サービス利用料金 〉

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)と居室と食事に係る自己負担額並びに各加算額の合計金額をお支払い下さい。

(1日あたりの自己負担額)

ご本人の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 介護度別 サービス利用料金	多床室	594円	661円	729円	796円	861円
	個室	547円	614円	682円	749円	814円
2. 居室に係る自己負担額(居住費)		①500円(多床室:H27.7まで)、②840円(多床室:H27.8以降) /1,150円(個室)<下記の表1参照>				
3. 食事に係る自己負担額(食費)		1,500円<下記の表1参照>				
4. 栄養ケアマネジメント加算		14円				
5. 日常生活継続支援加算		36円				
6. 看護体制加算(I)		4円				
7. 夜勤職員配置加算		13円				
8. 個別機能訓練加算		12円				
合計(1~8)/日	多床室	①2,673円 ②3,013円	①2,740円 ②3,080円	①2,808円 ②3,148円	①2,875円 ②3,215円	①2,940円 ②3,280円
	個室	3,276円	3,343円	3,411円	3,478円	3,543円
*下記の合計には、介護職員処遇改善加算(I)として(1+4+5+6+7+8)×日数×5.9%が加算されています。						
合計/月 (31日として)	多床室	①84,093円 ②94,633円	①86,293円 ②96,833円	①88,525円 ②99,065円	①90,725円 ②101,265円	①92,859円 ②103,399円
	個室	102,700円	104,900円	107,132円	109,332円	111,466円

☆ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額(表1参照)とします。

	表1 (利用者負担限度額)	居住費(多床室/従来型個室)	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	0円 / 320円	300円
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	370円 / 420円	390円
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人	370円 / 820円	650円

負担限度額適用後料金/月(31日)		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	31,393円	33,593円	35,825円	38,025円	40,159円
	個室	39,770円	41,970円	44,202円	46,402円	48,536円
第2段階	多床室	45,653円	47,853円	50,085円	52,285円	54,419円
	個室	45,660円	47,860円	50,092円	52,292円	54,426円
第3段階	多床室	53,713円	55,913円	58,145円	60,345円	62,479円
	個室	66,120円	68,320円	70,552円	72,752円	74,886円

☆ 各種加算は、必要に応じてご負担頂きます。

(入所した当初は、施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とすることから加算されます)

初期加算 (1日当たり) 入所した日から30日間、又は、1ヶ月を超える入院後の再入所した日から30日間	30円
--	-----

(糖尿病食、腎臓病食、貧血食など医師の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合)

療養食加算に係る自己負担額 (1日当たり)	18円
-----------------------	-----

(経管栄養の者を対象)

経口移行加算に係る自己負担額 (1日当たり)	28円
------------------------	-----

経口維持加算に係る自己負担額 (1月当たり)	
Ⅰ 著しい誤嚥が認められる者を対象	400円
Ⅱ 誤嚥が認められる者を対象	100円

(医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、入所者またはご家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画書を作成し、看取り介護を受けた場合)

看取り介護加算 (1日当たり)	
死亡日以前 4～30日	144円
死亡日の前日・前々日	680円
死亡日	1,280円

(入院又は外泊をされた場合)

外泊時費用 (1日当たり) 外泊又は入院の翌日から6日間 (但し、月に6日を限度とするが、月をまたいで連続した場合は最長12日間)	246円
--	------

2. 1以外のサービス

(その他の費用)

ご利用サービス	利用料金
事務管理料 (1月当たり) ※15日未満半額	3,000円
理容サービス	実費
日常生活上必要となる諸費用	実費
レクリエーション、クラブ活動材料代等	実費
ラジオ電気代 (1月当たり) ※15日未満半額	300円
テレビ電気代 (1月当たり) ※15日未満半額	1,000円
電気毛布電気代 (1月当たり) ※15日未満半額	1,500円

☆ 介護保険基準以外のサービスについて、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

3. 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

ご契約者の要介護度にかかわらず (1日当たり)	10,000円
-------------------------	---------

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。